

## 「まん延防止等重点措置」指定に伴う沖縄県対処方針について

【要請期間】令和4年1月9日(日)～1月31日(月)

### 実施内容

新型コロナウイルスの感染急拡大の抑制に向け、人と人との接触機会を低減し、全県更には全国的な拡大を防ぐため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)により、県民・事業者等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。

### 措置区域

沖縄本島全域、宮古地域、八重山地域、沖縄本島周辺離島 41市町村

(那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町、宮古島市、多良間村、石垣市、竹富町、与那国町、伊江村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町)

### 措置区域以外

—

## 【爆発的な急拡大を抑制するための対策】

### ＜現況＞

- 新たな変異株オミクロン株の置き換わりが進み、感染は県に広がっており、年末年始の交流により先週比10倍、先々週比39倍と過去最高の速度で増加しています。
- 昨年と同時期に、年始の親族間交流や成人式後の宴会等による接触機会の増加による第3波のピークが発生しました。
- 医療従事者を始めとするエッセンシャルワーカーで感染が広がり、休業中スタッフが急増するなど社会インフラに影響が出始めています。
- 現在の爆発的な急拡大を抑制するためには、「基本的な感染防止対策の徹底」「ワクチン接種の推進」に加え、混雑した場所や不特定多数の人との会食等の感染リスクの高い活動を控える必要があります。
- 自分自身、大切な方、地域社会を守るためにも、改めて、「ウイルスを家庭に持ち込まない」を徹底し、「手洗い等の手指衛生」「マスクの着用」「毎日の検温等の健康観察」、少しでも体調に不良を感じる場合には家庭内隔離をして休養し、家族がいる時はマスクを着用の上、かかりつけ医への相談・県コールセンターへの問い合わせをお願いします。

### 県の方針及び取り組み

- 感染の再拡大を抑制するため、県民・事業者等に対し要請及び働きかけを実施する。
- 引き続き感染拡大の兆候がある地域に対し注意喚起等を行う。
- 季節的な行事に対する注意喚起を行う。

## 県民の皆様へ(県内全域)

【法第24条第9項:協力要請】

【法第31条の6第2項:重点措置としての要請】

### 外出及び移動に関する要請

➤ **感染リスクが高い場所への外出や移動を自粛すること**(法第24条第9項)

混雑している場所や感染リスクが高い場所(特に夜間)への外出を控え、外出や移動の際には家族や普段行動を共にしている仲間と行動すること。

➤ **不要不急の県外との往来については、極力控えてください**(法第24条第9項)

往来が必要な方は、出発前には、ワクチン接種の完了又はPCR等検査を受検すること。また、往来前には健康観察を行い来訪先の都道府県の注意事項に従うこと。帰沖後速やかにPCR等検査を受検し1週間は、家族以外の方との会食は控えること。

➤ **不要不急の離島への往来については、自粛してください**(法第24条第9項)

県内離島との不要不急の往来については自粛をお願いします。やむを得ず来訪する必要がある場合は、事前にワクチン接種の完了またはPCR等検査を受検すること。

➤ **模合、ビーチパーティー等、飲食を伴う場合は、同居家族やいつも一緒にいる方と4人以下・3密を避け・2時間以内で開催すること**(法第24条第9項)

➤ **営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと**(法第24条第9項・法第31条の6第2項)

感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は控え、沖縄県が認証する「感染防止対策認証店」をご利用ください。

➤ **毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等を自粛する**(法第24条第9項)

## 県民への要請(県内全域)

【法第24条第9項:協力要請】

### 会食(飲食)に関する要請

- ◆ 会食は、同居家族やいつも一緒にいる方と4人以下・2時間以内で行うこと
- ◆ 飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること  
(検温、大声を出さない、会話時のマスク着用、間隔をあけた配席 等)
- ◆ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は控え、「感染防止対策認証店」を利用すること
- ◆ 営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用は厳に控えること
- ◆ 少しでも体調に異常があれば参加しない、参加させないこと
- 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意
- ※ 不特定多数が集まり、混雑が想定される催しは参加しないこと(特に飲食を伴う場)

※同居家族等と4人以下、3密を避ける、2時間以内、1次会で帰ろう

### 基本的な感染防止対策に関する要請

- 感染症対策の切り札であるワクチンの接種をお願いします。
- 体調不良時は、日中はクリニック等かかりつけ医を受診、発熱時は県コールセンターを利用ください。
- 基本的な感染対策の徹底【マスクの着用、小まめな手洗い、換気の徹底】
- ◆ ワクチン2回接種した方でも感染のリスクはあります。マスク着用手洗い等の感染対策を続けてください。

## 来訪者(沖縄への来訪を検討している)の皆様へ

【来訪前:法によらない協力依頼】

【来訪後:法第24条第9項による協力要請】

### 往来に関するお願い

- 居住地の知事が求める都道府県間移動に関する要請に従い、来県時は基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食をお控えください。
  - 感染が拡大している地域からの来訪は慎重に検討願います。
  - 来県前には、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。体調不良の際には来県の中止または延期をお願いします。
  - 来県前には、ワクチン接種を完了するかPCR等検査で陰性を事前に確認ください。
    - ※ 来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、久米島空港、到着時にPCR等検査を受検できる体制を整備しております。
  - 来県時は、感染防止対策が徹底されていない飲食店やホテル等の利用は控え、「感染防止対策認証店」をご利用ください。また、営業時間短縮要請に依拠していない飲食店等の利用は厳にお控えください。
  - 沖縄滞在中に体調不調や発熱があった場合は、旅行者専用相談センター沖縄にご相談ください。  
【旅行者専用相談センター沖縄(「TACO」:Traveler's Access Center Okinawa)】
    - ※ 電話番号:098-840-1677 運営時間:8:00~21:00(年中無休)
- ※修学旅行については、感染防止対策を徹底した上で、別途「沖縄修学旅行防疫観光ガイドライン」等に基づいた行動をお願いします。

## 措置区域の飲食店への要請

### 【営業時間短縮及び感染防止等の協力要請】

【法第24条第9項:協力要請】【法第31条の6第1項:重点措置としての要請】

期間	令和4年1月9日(日)から令和4年1月31日(月)※国の事務連絡変更に伴う一部修正です。
対象施設	[飲食店]飲食店(宅配・テイクアウトを除く)※テイクアウトにはスーパー、弁当屋等のイートインスペースが含まれる [遊興施設・結婚式場等]バー、カラオケボックス、結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
要請内容	<p><b>【法第31条の6第1項に基づくもの:命令、過料等の対象となる要請】</b>※通常営業時間が5時～20時までの店舗は協力金の対象外</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 「<b>感染防止対策認証店</b>」は、<u>営業時間を5時から21時まで(酒類の提供は、11時から20時まで)とするか、又は営業時間を5時から20時まで(酒類提供を行わないこと(持込を含む)とする</u> 感染防止対策認証店の飲食を主とする店舗のカラオケ設備利用は、利用者の密を避け、換気の確保等感染対策を徹底する</li><li>➤ <u>その他の飲食店は、営業時間を5時から20時までとする(酒類の提供を行わないこと・持込を含む)</u> 飲食を主とする店舗(カラオケボックス以外(カラオケ喫茶・カラオケスナック等))はカラオケ設備利用の自粛すること</li><li>○ <u>同一グループ・同一テーブル原則4人以内(例外:介助や介護を要する場合)</u> ※ブレイクスルー感染を含む急速な感染拡大によりワクチン検査・パッケージ制度の適用による人数制限の緩和は一時停止します。</li><li>○ 正当な理由なく、マスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(会話する時はマスク着用)</li><li>○ アクリル板の設置(又は座席の間隔1m以上の確保かつ真正面との着座配置禁止)等</li><li>○ 上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気)</li></ul> <p><b>【法第24条第9項に基づくもの:協力要請】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 県の実施する感染防止対策促進の巡回事業への協力      ○ 換気の徹底、利用者への検温、業種別ガイドラインの遵守を徹底</li><li>○ 「感染防止対策認証店」の取得推奨</li></ul> <p>(※結婚式等のイベント開催については、イベントの開催についての要請に沿った対応をお願いします)</p>

※協力金は、要請発出日までに飲食店営業許可証を取得し、通常営業している飲食店が要請に応じた場合に申請できるものとする。なお、沖縄県内における新たな変異株オミクロン株の急拡大を踏まえ、1月4日までに営業実態のある店舗が、県内警戒レベルが「レベル2」となった1月4日から要請期間開始日の前日である1月8日まで、自主的に臨時休業した場合には、通常営業しているものとみなし、要請に応じた場合に協力金(1/9～1/31分)を申請できるものとする。

※20時以降に通常営業している店舗が、休業した場合の協力金は、感染防止対策認証店・非認証店問わず同額とする。

## イベントの開催についての要請

【法第24条第9項:協力要請】

### ◆ イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限・収容率等)に沿った開催を要請

	施設の収容定員(※1)		
	5,000人以下	5,000人超～20,000人以下(※3)	20,000人超(※4)
大声なし	収容定員まで可	収容定員まで可(※3)	
大声あり(※2)	収容定員の半分まで可		

※1:収容定員が設定されていない場合は以下のとおりとする。また、大声ありの場合収容定員の半分かつ5,000人以下とする。

・大声なし → 密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。

・大声あり → 十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を空けることとする。

※2:「大声」は、「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さない催物を「大声あり」に該当するものとする。

※3:感染防止安全計画の作成・実施を条件となっており、「大声なし」の担保が前提となる。

※4:ブレークスルー感染を含む急速な感染拡大によりワクチン検査・パッケージ制度の適用による人数制限の緩和は一時停止します

- 主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ(COCOA)・沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート(RICCA)の導入又は名簿作成などの追跡対策を徹底すること。
  - 参加者5,000人超のイベントについては、主催者がイベント開催の2週間前までを目途に具体的な対策内容を記載した「感染防止安全計画」を作成し県へ提出すること。県が求める要請を満たさない場合は、延期・中止を求めることがある。
  - 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、迅速に対応すること。
  - 島外から多くの人が集まるイベントについては、来場者に対し、ワクチン接種又は事前のPCR等検査での陰性確認を勧奨すること
  - 5,000人を超えるイベントのチケット販売については、慎重を期すこと。
- ・ 要請発出日から3日間(令和4年1月8日～令和4年1月10日)を周知期間とする。周知期間終了後までに販売が開始されたチケットは、周知期間終了までに販売されたものに限り、キャンセル不要とする。

## 施設に対する要請(措置区域)

【法第24条第9項:協力要請】

【法第31条の6第1項:重点措置としての要請】

### 商業施設、集客施設への要請

特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館、ショッピングセンター等の施設に以下の感染対策を要請する。また、各取組の実施状況をHP等で積極的に公表すること。

【法第31条の6第1項に基づく要請】

- 入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限
- 入場をする者に対するマスクの着用の周知
- 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(特にフードコート)  
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)

【法第24条第9項】

- 業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底
  - 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ、従業員へのPCR等検査の勧奨
  - 発熱等有症状者の入場を避けるための措置(入店時検温・サーモグラフィーの設置)
  - ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の症状確認、検温、手指衛生の求めを行うこと。
- 利用者による酒類の持込を認めないことを依頼(法によらない協力依頼)

## 事業者の皆様への要請(県内全域)

【法第24条第9項:協力要請】

### 事業者・経済界への要請

- 従業員の体調管理を徹底(出勤時の検温等)し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと
- 従業員の同居家族等に体調不良者がいる場合は、積極的に検査を勧奨すること
- 接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)、時差通勤の拡大など、通勤・在勤時の出勤者数の削減及び密集を防ぐ取組をすること
- 自社の従業員に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること、特に営業時間短縮要請に応じていない店舗の利用を控えるよう求めること
- 職場での集団感染が発生していることを踏まえ、感染リスクが高まる職場での居場所の切り替わり(休憩室・更衣室・喫煙室・社員食堂)に注意すること
- 職場でワクチン接種を勧奨すること(接種しやすい環境の整備等)
- 業種別ガイドラインを遵守を徹底すること

## 事業者の皆様への要請(県内全域)

【法第24条第9項:協力要請】

### 交通事業者への要請

- 主要ターミナルにおいて検温を実施すること
- 航空、船舶、バス、タクシー等の公共交通事業者は、業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守すること

### 福祉施設への要請

- 職員及び利用者の体調管理の徹底し、症状がある方や体調の悪い方は、出勤しない・させないこと
- 従事者の同居家族等に体調不良者がいる場合は、積極的に検査を勧奨すること
- モニタリング検査へ積極的に参加すること
- ワクチン接種を勧奨すること(1・2回目及び3回目を含む)

## 各市町村における県と連携した取組の実施

- 防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知啓発及び自治会等への協力の呼びかけ。
- 各種施設、公園等の管理者としての取組(路上、公園等における集団飲酒等への注意喚起を含む)。
- 発熱時の受診方法の周知(不要不急の救急受診抑制、抗原検査キットの活用方法、沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター098-866-2129)。
- 市町村に陽性者情報を提供し、自宅療養者等の支援に連携して取り組む。
- 飲食店等への巡回の協力(感染防止対策の呼びかけ、営業時間短縮要請の協力の呼びかけ)
- ワクチン接種を推進する。特に医療従事者、高齢者施設等の従事者及び入居者等に対するワクチンの3回目接種に取り組む。
- 成人式等の年始の行事の開催にあたっては、参加者に事前のPCR検査の受検を勧めること、あるいは臨時の検査ブースの設置など抗原検査キットを活用した感染対策の徹底すること、及び体調不良者は参加を厳に控えることを呼びかける。感染の急拡大が見られる地域については、式典やその前後の懇親会の延期や中止を検討すること。
- 保育所等:引き続き保育の提供を継続するとともに、基本的な感染症対策や園児・職員の健康管理を徹底した上で、通常どおりの保育の提供を依頼する。

## 公共施設等での取り組み

- 博物館、美術館や運動施設など、県立の公共施設については、入場整理等の混雑を避けるといった感染防止対策を徹底しながら運営し、市町村には県と同様の対応を要請する。
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を避けるため、施設管理者に対して、注意喚起を行うよう依頼する。

## 学校等への要請

- 地域の感染状況を踏まえ、分散登校等を実施する。小中学校は、県立学校の対応等を参考に地域や学校の状況を踏まえて判断するよう、市町村教育委員会に依頼する。
- 衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動、課外活動及び学生寮での感染防止対策を徹底すること。ただし、学校等の感染状況に応じ、学級閉鎖等を実施すること。
- 学級閉鎖等の場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う。
- 健康等に不安があり出席できない児童生徒の出席停止については、より柔軟に対応し、オンライン等での学習支援に努める。
- 児童生徒の家庭において健康観察を徹底し、本人または同居家族等の体調不良時は登校を控えるよう周知すること。
- 学校行事(送別行事、文化祭、修学旅行や宿泊学習等)は中止または延期、縮小する。
- 部活動は、原則休止とする。

ただし、3月末迄に開催される九州・全国大会に出場する場合、平日90分以内(早朝練習なし)、土日休日2時間以内の活動とし、必要最小限の人数で行う。また、地区・県大会を控える場合は、大会2週間前から、平日90分以内(早朝練習なし)、土日休日2時間以内の活動とし、必要最小限の人数で行う。

- 大学、専門学校等は、感染防止と対面授業・遠隔授業の効果的实施等による両立に向けて適切に対応すること
- 大学は学生等に対し、感染リスクが高い会食や飲食等について4人以下・3密を避けて・2時間以内で利用するように注意喚起を徹底すること。

## 年始の行事に対する注意喚起

### ①帰省について

- ◆ 事前にワクチン接種の完了又は来訪前のPCR等検査で陰性確認をお願いします。
- ◆ 帰省前10日間は健康チェックを行い、体調不良時は帰省延期を検討ください。
- ◆ 沖縄到着後に体調不良時は、県コールセンター(098-866-2129)へ問合せし外出はお控えください。
- ◆ 帰省者と懇親する方も事前にワクチン接種の完了をお願いします。

### ②新年会などの会食について

- ◆ 会食の頻度を減らし(特に連日の会食)、同居家族やいつも一緒にいる方と4人以下2時間以内としてください。
- ◆ 感染対策が行われている「感染防止対策認証店」を選択してください。

### ③成人式について

- ◆ 事前にワクチン接種の完了又はPCR等検査で陰性確認をお願いします。
- ◆ 式典参加にあたっては、マスク着用など基本的な感染防止対策を遵守してください。
- ◆ 式典前後の懇親会は、いつも一緒にいる方と4人以下2時間以内とし深夜までの飲酒等を避けてください。感染の急拡大がみられる地域では、延期・中止の検討をお願いします。

# うちなーんちゅ応援プロジェクト 感染拡大防止対策協力金について

感染防止経営支援課：917-2872

## まん延防止等重点措置

県内全市町村

第10期  
(W期間)  
(1/9～1/31)  
23日間  
57.5万円～

### 要請内容

- ①21時までの時短要請、20時までの酒類提供。(対象：感染防止対策認証店)
  - ②20時までの時短要請、酒類提供を行わないこと。(対象：感染防止対策認証店・非認証店)
- 感染防止対策認証店は①、②のいずれかを選択可。

### 協力金算定方式 中小企業（売上高方式）

- 感染防止対策認証店が、要請内容①に協力した場合。  
売上高に応じて2.5万円/日～7.5万円/日
  - 感染防止対策認証店・非認証店が、上記要請内容②に協力した場合。  
売上高に応じて3万円/日～10万円/日
- ※詳細は協力金ホームページにて公表する。

### 協力金算定方式 大企業（売上高減少方式※中小企業も選択可）

- 協力金： 売り上げ減少額の4割、上限20万円/日
- ※下限額なし。要請内容（感染防止対策認証店・非認証店）で算定方法の区別なし。

※協力金は、要請発出日までに適正な飲食店営業許可証を取得し、通常営業している飲食店が要請に応じた場合に申請できるものとする。

なお、沖縄県内における新たな変異株オミクロン株の急拡大を踏まえ、県内警戒レベルが「レベル2」となった1月4日から要請期間開始日の前日である1月8日まで、自主的に臨時休業した店舗(1月4日までに営業実態がある場合に限る。)については、この期間は通常営業しているものとみなし、要請に応じた場合に協力金(1/9～1/31分)を申請できるものとする。

※県の要請期間の開始は令和4年1月9日であるため、1月4日～8日までの自主的な臨時休業に対する協力金は発生しない。

時短営業の協力店の表示例  
(感染防止対策認証店で、営業  
時間を21時までと短縮する場  
合)

沖縄県の要請に基づき

営業時間を **21** 時までとし

同一グループ・同一テーブル

**4** 名以内

※介助や介護が必要な方は除きます。

に**制限**しています。

酒類の提供 **有り**

期間 **1** 月 日 ~ 月 日

店舗名

時短営業の協力店の表示例  
(認証店以外及び感染防止対策  
認証店で営業時間を20時まで  
と短縮する店舗)

沖縄県の要請に基づき

営業時間を **20** 時までとし

同一グループ・同一テーブル

**4** 名以内

※介助や介護が必要な方は除きます。

に**制限**しています。

酒類の提供 **無し**

期間 **1** 月 日 ~ 月 日

店舗名

# ⚠️ コロナ感染拡大注意報 ⚠️

県内では以下の市及び保健所管内で、新型コロナウイルスの感染者が**増加傾向**（人口10万人あたり25人超）にあります。

	10万人あたり 新規感染者数	前週比
〇〇市	□人	×
△△保健所管内	□人	×

上記に該当する市町村におかれましては、住民の方々へ以下の呼びかけを行い、感染拡大の防止をお願いします。

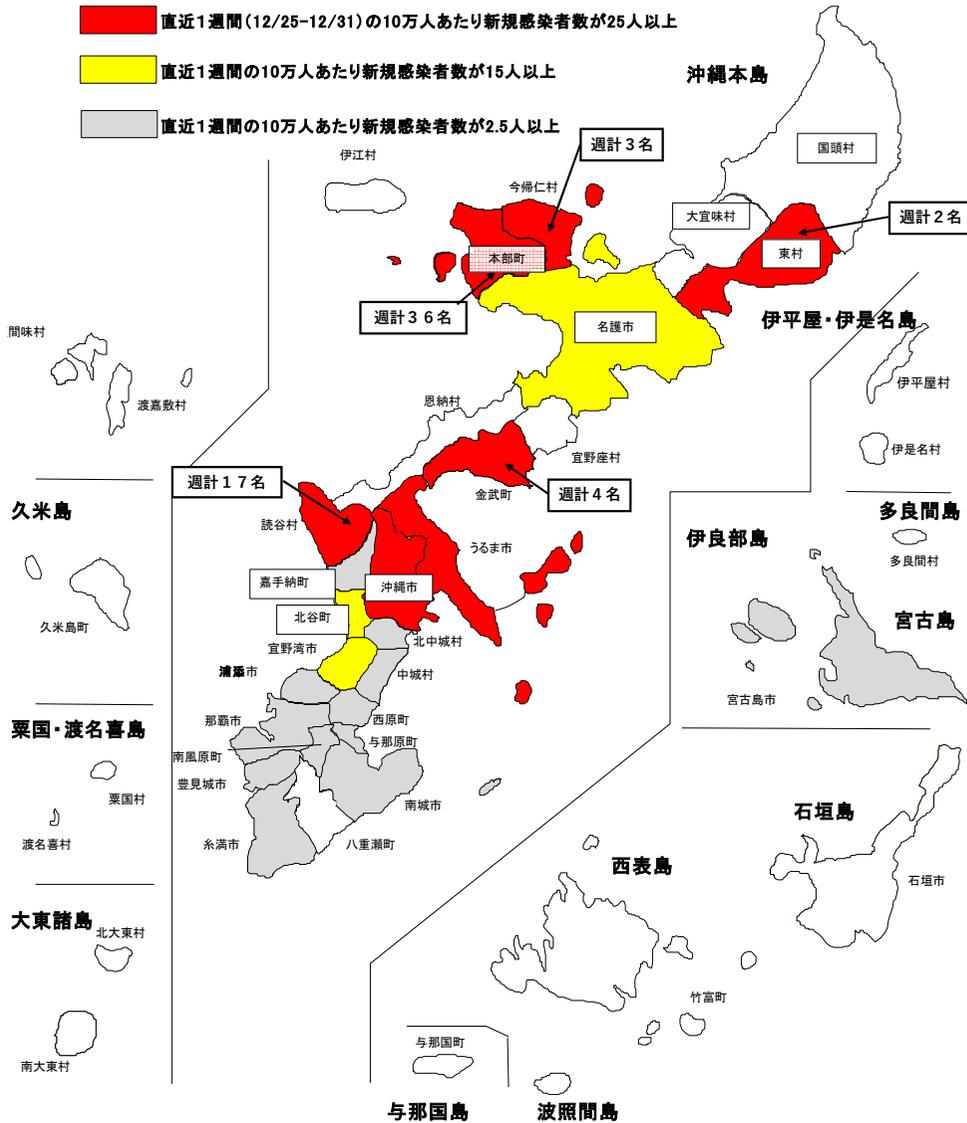
- 混雑している場所への外出は控えてください
- 夜間の会食は控え、4人以下2時間以内で実施
- 体調不良時は出勤・登校・登園等は控えてください



市町村別感染状況マップ(1月1日時点)

県全域が感染拡大注意報の対象です

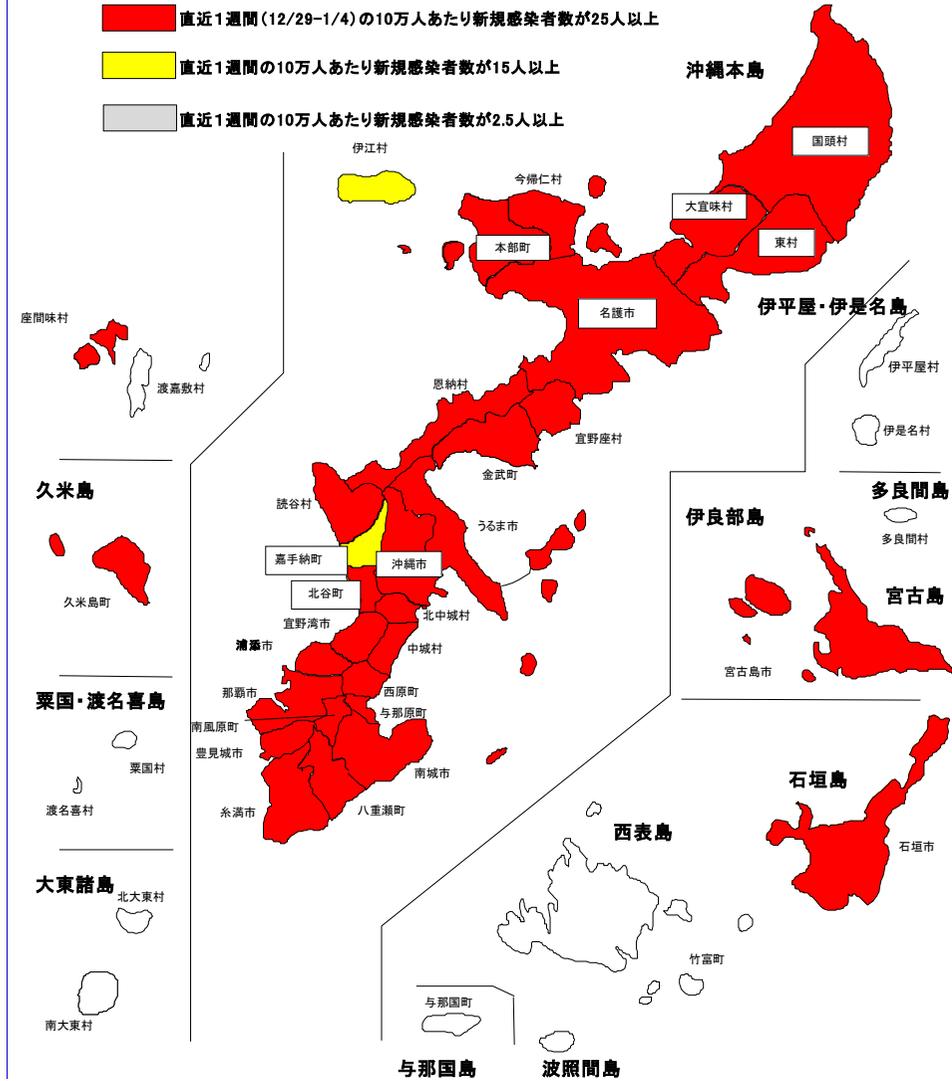
- 直近1週間(12/25-12/31)の10万人あたり新規感染者数が25人以上
- 直近1週間の10万人あたり新規感染者数が15人以上
- 直近1週間の10万人あたり新規感染者数が2.5人以上



市町村別感染状況マップ(1月5日時点)

県全域が感染拡大注意報の対象です

- 直近1週間(12/29-1/4)の10万人あたり新規感染者数が25人以上
- 直近1週間の10万人あたり新規感染者数が15人以上
- 直近1週間の10万人あたり新規感染者数が2.5人以上



## 濃厚接触者の就業制限緩和について

### ◆感染拡大に伴うエッセンシャルワーカー等への影響

航空会社より、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、濃厚接触者については、新型コロナウイルス感染症患者と接触があった日から14日間の行動自粛等が必要とされていることから、運航乗務員、客室乗務員、整備士等の資格を要する者の勤務に影響が生じており、今後の運航維持が懸念される旨の連絡があった。

### ◆医療従事者である濃厚接触者については、以下の要件充足により就業制限が緩和されている。

- ① 他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること。
- ② ワクチンを2回接種済みで、2回目接種から14日間経過後に濃厚接触者と認定された者であること。
- ★ ③ 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査(やむを得ない場合は抗原定性検査キット)により検査を行い陰性が確認されていること。
- ④ 濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

### ◆濃厚接触者の就業制限緩和を要望する業種は広範囲・対象人数も多数

**約10万5,300人 (47業種)**

※部局回答ベース

### ◆県民の社会生活維持の必要

今後、県民の社会生活を維持するためには、社会インフラを支える各業種において、医療従事者と同様の就業制限緩和を求める必要がある。

# 濃厚接触者の就業制限緩和に係る調査票

部局名 対象人数	業 種	理 由	対象人数 (約〇人)
公室 約1,500人	消防職員 (市町村)	火災対応や救急搬送等、住民の生命、身体及び財産を保護する体制を維持する必要がある。	1,500
企画 約23,930人	離島航路事業者	離島住民の生活維持のため、住民の足及び生活物資を輸送するライフラインである離島航路を確保・維持する必要がある。	300
	離島航空路事業者	離島住民の生活維持のため、住民の足及び生活物資を輸送するライフラインである離島航空路を確保・維持する必要がある。	2,600
	那覇空港ターミナルビル事業者	住民の足及び生活物資輸送のライフラインである航空路線の運航のため、空港機能を維持する必要がある。	30
	乗合バス事業者 (公共交通)	県民の足として公共交通手段の一つである乗合バスを確保・維持する必要がある。	1,000
	タクシー事業者 (公共交通)	県民の足として公共交通手段の一つであるタクシー(ハイヤー含む)を確保・維持する必要がある。	9,000
	トラック事業者	県内の生活物資などを輸送(陸上)するトラックを確保・維持する必要がある。	10,000
	運転代行業者	県民及び観光客の運転を代行する運転代行を確保・維持する必要がある。	1,000
環境 約8,108人	廃棄物処理業者	廃棄物処理事業は、県民の生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、安定的に事業を継続する必要がある。	7,600
	浄化槽保守・点検・清掃業	浄化槽保守等事業は、県民の生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、安定的に事業を継続する必要がある。	500
	動物愛護管理センター (獣医師等)	当センターでは、保護又は負傷した犬猫が収容され、収容された犬猫の飼い主への返還等の業務を行っている。そのため、当該犬猫の日々の健康管理が必要である。また、大型犬等の逸走事案や死亡野鳥の鳥インフルエンザ検査等の場合、早急な対応が必要である。	8

部局名 対象人数	業 種	理 由	対象人数 (約〇人)
子ども 約63,695人	児童養護施設の職員	児童養護施設は要保護児童の生活の場であることから、施設運営を継続する必要がある。	470
	児童相談所一時保護所の担当職員	児童相談所一時保護所は要保護児童の生活の場であることから、施設運営を継続する必要がある。	38
	若夏学院の寮担当職員	若夏学院(児童自立支援施設)は要保護児童の生活の場であることから、施設運営を継続する必要がある。	28
	婦人相談所(一時保護所併設)	女性相談所は本県で唯一、DV防止法及び売春防止法に基づく婦人保護のための一時保護所が併設されており、DV被害者等が安全・安心に避難・生活する場として一時保護所運営を維持する必要がある。	33
	婦人保護施設	DV被害女性等を入所させ保護する施設であることから施設機能を維持するため、業務を継続する必要がある。	9
	母子生活支援施設	母子保護が必要な母子家庭を施設へ入所させ自立支援を行う施設であることから、施設機能を維持するため業務を継続する必要がある。	67
	介護事業者等	要介護の高齢者及びその家族の生活維持のため、高齢者福祉施設及び介護事業所等におけるサービス等の提供体制を確保・維持する必要がある。	23,000
	障害福祉サービス事業者等	障害福祉サービス事業の利用者及びその家族の生活維持のため、障害福祉サービス事業所等におけるサービス等の提供体制を確保・維持する必要がある。	12,000
	「子どもの居場所」従事者	生活困窮家庭の子ども等が通う子ども食堂などの子どもの居場所については、食支援の継続及び孤立化・孤独化を回避する観点から、可能な限り開所する必要がある。	750
	保育事業者 (認可・認可外・認定こども園含む)	保育施設は、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するため、子どもの受け入れを継続する必要がある。	23,000
	私立幼稚園	私立幼稚園は、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するため、子どもの受け入れを継続する必要がある。	650
	放課後児童クラブ職員	放課後児童クラブは、就労している保護者の児童を受け入れる施設であるため、コロナ禍においても子どもの受け入れを継続する必要がある。	3,300
児童館	児童館は、保育所等が臨時休園となった場合の受け皿となる運用も可能であるため、継続した開所が望ましい。	350	
保健 約1,100人	医薬品・医療機器等の製造・販売事業従事者	県民の生活及び保健衛生維持のため、医薬品・医療機器等の製造・販売体制を確保・維持する必要がある。	不明
	水道事業従事者	県民の生活及び公衆衛生維持のため、ライフラインである水道の供給体制を確保・維持する必要がある。	1,100
	火葬事業従事者	県民の生活及び公衆衛生維持のため、火葬体制を確保・維持する必要がある。	不明
	と畜・食鳥処理場業従事者	県民の生活及び公衆衛生維持のため、と畜・食鳥処理体制を確保・維持する必要がある。	不明

部局名 対象人数	業 種	理 由	対象人数 (約〇人)
農林 約2,345人	製糖工場就労者	県内17の製糖工場(分蜜糖:9工場、含蜜糖8工場)においては、県外や島外から季節工を雇用し、12月から4月までの限られた製糖期間内に工場を継続して操業させる必要がある。 ※分蜜糖工場:9工場 約760名(うち季節工 約350名) ※含蜜糖工場:8工場 約440名(うち季節工 約330名)	1,200
	沖縄県漁業無線協会	漁業者の安全確保の為、24時間体制で情報を供給する唯一の機関であるため、業務を継続する必要がある。	10
	中央卸売市場青果卸売業者	青果物の安定供給のため、中央卸売市場の機能を維持する必要がある。	65
	食肉センター、食長処理施設事業者	県内畜産農家が出荷する肉用牛、養豚、ブロイラーを処理加工する事業者。処理が滞った際に、県内畜産業への影響が大きい。	700
	酪農事業関係者	生乳は毎日処理加工が必要であり、日持ちもしないため、集配送作業が滞った際に、県内酪農業への影響が大きい。	100
	水産物セリ市場	県民等への水産物の供給に影響が出るため。	150
	飼料会社	県内畜産農家へ飼料を供給する事業者。処理が滞った際に県内畜産業への影響が大きい。	100
	九州信用漁業協同組合 連合会沖縄統括支店 (金融機関)	金融機関の窓口が閉まると、コロナ及び軽石で被害を受けた漁業者の資金繰り等に影響が出る。	20
商工 約3,131人	電気事業者	県民の生活に必要な電気の安定供給のため、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となる同業種の従事者について就業制限の緩和が必要である。	1,631
	ガス供給事業者	県民の生活に必要な熱源の供給及び維持のため、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となる同業種の従事者について就業制限の緩和が必要である。	1,500

部局名 対象人数	業 種	理 由	対象人数 (約〇人)
土木 約842人	港湾管理者	生活物資の輸送や離島住民の足として港湾を維持管理する必要がある。	100
	軌道運輸事業者 (沖縄都市モノレール)	県民及び観光客の移動手段確保のため、公共交通機関であるモノレールの運行を確保・維持する必要がある。	220
	公共下水道(市町村)処理施設維持管理業者	住民の生活環境維持、浸水対策及び公共用水域の水質の保全を維持する必要がある。	202
	流域下水道(県)下水道処理施設維持管理業者	清潔な生活環境及び公衆衛生の確保のため、汚水処理施設の維持管理業務は縮小・停滞することなく維持される必要がある。	170
	空港管理事務所職員	離島住民の生活維持のため、住民の足及び生活物資を輸送するライフラインである離島航路を確保・維持する必要がある。	67
	空港ターミナルビル(株)	離島住民の生活維持のため、住民の足及び生活物資を輸送するライフラインである離島航路を確保・維持する必要がある。	74
	県民広場地下駐車場の指定管理業務	当駐車場は、県庁周辺地区の駐車場不足や交通混雑の緩和を図るとともに、地域の活性化に資することを目的として設置され、年中無休で6:00～24:00まで開場している。直近(令和3年12月)の出庫精算台数は、1日平均505台となっており、通勤目的の定期駐車利用者等もいることから、施設閉場を余儀なくされた場合は県民生活に影響がある。	9
企業局 約180人	水道用水供給事業者	県民生活や企業活動を維持するため、ライフラインである水道水の安定供給を確保(浄水場運転管理要員等の確保)する必要がある。	180
公安 約420人	警察業務従事者	警察業務のうち、治安維持、行政手続等に直接従事している職員を確保し、警察業務を維持する必要がある。 ○ 災害対応従事職員 ○ 検視業務従事職員 ○ 110番受付対応職員 ○ 鑑定・鑑識業務従事職員 ○ 留置管理業務従事職員 ○ 交通管制センター従事職員 など	420

計 105,251

## 学校・保育 PCR 検査の状況

### 1 状況

(1月12日18時時点)

申請件数 (検査)	検査案内済件数 (検査日確定)	検査済件数
592件 (約17,700人分)	411件 (69%)	118件 (20%)

※対象1,855施設(学校355校、保育約1,500園)の約32%が申請  
(参考)令和3年8,9月実績:492件

### 2 課題

#### (1) 検査機関の検査可能枠

検査機関(5機関)において準備した1日当たりの受入件数(約1,500人分)を超え、検査案内が最大1週間後となっている。(※第5波最大検査件数:800人分)  
また、準備した検体採取容器等が不足し、検査案内に遅れが生じている。

#### (2) 事務局の処理能力

申請件数及び問い合わせ件数の急増により、事務局対応(委託業者4~6名で対応)に遅れが生じている。

### 3 対応策

#### (1) 検査対象者の集中化

必要な検査を迅速に実施するため、学校においては、検査対象者を濃厚接触者のみとする。(その他接触者は各自で健康観察を実施)

※保育等については濃厚接触者<sup>と</sup>その他接触者の分別が不明瞭な事例が多く、取扱いを検討中

#### (2) 検査枠の拡大

予定した検査機関(5機関)での受入件数、容器等準備では追いつかないため、県外検査機関の活用を調整中

#### (3) 事務局人員の増強

県コロナ本部からの応援1名及び委託業者人員2名追加予定

教保第1589号

令和4年1月11日

各市町村教育委員会教育長  
各公立幼稚園長  
各小中学校長  
各県立学校長  
各教育事務所長

） 殿

沖縄県教育委員会

教育長 金城 弘昌

(公印省略)

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応等について  
(沖縄県公立学校第2版)

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

みだしのことについては、令和3年8月27日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡(参考)のとおり「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン(第1版)」が示されたことにより、それを踏まえ本県の取扱いについて、令和3年9月2日付け教保第942号にてお示ししたところです。

しかしながら、本県の新型コロナウイルス感染急拡大により、学校・保育PCR検査や沖縄県接触者PCR検査センター等が非常に混み合い、受検できない状況が生じております。また、保健所業務の逼迫により、家庭内感染等における濃厚接触者の特定にも遅れが生じております。

ついては、本日から当面の間、本県公立学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応等は下記及び別紙1、感染者と濃厚接触した児童生徒等の出席等の取扱いについては別紙2-1、学校等欠席者・感染症情報システムへの入力については別紙2-2とします。各学校(園)においては、児童生徒及び保護者等への事前周知及び感染者発生時等における適切な対応をお願いいたします。

各市町村教育委員会においては、貴所管の学校(園)へ周知するとともに、学校(園)において適切な対応がなされるよう御指導についても併せてお願いいたします。

各教育事務所におきましては、必要に応じ助言をお願いいたします。

なお、各学校(園)、市町村教育委員会及び教育事務所におかれては、保健所が行う積極的疫学調査及び学校・保育PCR検査の実施等について御協力いただき誠にありがとうございます。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

## 【学級閉鎖等の臨時休業、児童生徒等の出席停止措置の取扱いについて】

	1月10日以前	1月11日以降～当面の間
学校・保育PCR検査対応の学校	<p><b>【県立学校】</b> 感染者が感染可能期間に登校し、他者との接触があった場合 ○学級閉鎖、接触者等の出席停止措置（概ね3日） →濃厚接触者及び接触者の学校 PCR 検査の実施</p> <p>→設置者は、閉鎖の範囲に応じて、<b>その者の検査の結果及び発熱等の風邪症状の有無</b>を確認した上で解除の判断を行う。</p> <p><b>【市町村立学校（園）】</b> 設置者は、設置者で判断基準を設け、学校の運営方法を学校へ指示する。 →濃厚接触者及び接触者の学校 PCR 検査の実施 →設置者は、設置者で判断基準を設け、所管する学校へ指示する。</p>	<p><b>【県立学校】</b> 感染者が感染可能期間に登校し、他者との接触があった場合 ○学級閉鎖、接触者等の出席停止措置（感染者との最終接触日の翌日から5日間） →濃厚接触者の学校・保育 PCR 検査の実施 ※接触者の検査は行わない（申込不要） ※ただし、1/10 までの申請分については、接触者検査を実施するかどうかについて、学校・保育 PCR 検査支援チームと相談する。</p> <p>→設置者は、閉鎖の範囲に応じて、<b>その者の発熱等の風邪症状の有無</b>を確認した上で解除の判断を行う。</p> <p><b>【市町村立学校（園）】</b> 県立学校に準じた対応</p>
保健所対応の学校	<p><b>【県立学校】</b> 感染者が感染可能期間に登校し、他者との接触があった場合 ○学級閉鎖、接触者等の出席停止措置（概ね3日） →保健所の指示に従い、積極的疫学調査、濃厚接触者及び接触者検査等に協力 →設置者は、閉鎖の範囲に応じて、<b>その者の検査の結果及び発熱等の風邪症状の有無</b>を確認した上で解除の判断を行う。 （接触者検査が行われなかった場合は、3日が経過した後、接触者の発熱等の風邪症状の有無を確認した上で解除の判断）</p> <p><b>【市町村立学校（園）】</b> 設置者は、設置者で判断基準を設け、学校の運営方法を学校へ指示する。 →保健所の指示に従い、積極的疫学調査、濃厚接触者及び接触者検査等に協力 →設置者は、設置者で判断基準を設け、所管する学校へ指示する。</p>	<p><b>【県立学校】</b> 感染者が感染可能期間に登校し、他者との接触があった場合 ○学級閉鎖、接触者等の出席停止措置（感染者との最終接触日の翌日から5日間） →左に同じ  →左に同じ</p> <p>（接触者検査が行われなかった場合は、感染者との最終接触日の翌日から<b>5日</b>が経過した後、接触者の発熱等の風邪症状の有無を確認した上で解除の判断）</p> <p><b>【市町村立学校（園）】</b> 県立学校に準じた対応</p>

補足 1) 濃厚接触者の出席停止の期間に変更はありません。(感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間)

補足 2) 学校・保育PCR検査対応の学校において、接触者となった児童生徒等及び職員が、接触者検査を希望する場合は、本県が設置している下記の沖縄県接触者PCR検査センターへ個人で申し込み、受検することは可能です。接触者となった児童生徒等及び職員への周知をお願いします。

- ・ 沖縄県中部接触者PCR検査センター <https://okinawa-pcr-kensa.com/>
- ・ 沖縄県南部接触者PCR検査センター <http://nanbu.okinawa-pcr-kensa.com/>

補足 3) 教職員が接触者となり出勤しない取扱いとする場合は、「感染者との最終接触日の翌日から72時間経過した後に、発熱等の風邪症状がないこと」または、「接触者センター等（補足 2）における検査結果（陰性）と発熱等の風邪症状がないこと」のどちらかを出勤の目安としてください。※接触者となるかどうかの判断は、感染症対策や接触の状況を確認した上で、各学校でお願いします。

補足 4) 学校に抗原簡易キットがある場合は、文部科学省発出の手引きに従い、必要に応じて、適切な活用をお願いいたします。

補足 5) 学級閉鎖や出席停止の考え方について（感染可能期間に登校している場合）

事例 1 感染者の最終登校日が 1/6、陽性確定日が 1/10 で、学校に 1/10 に感染の連絡があった場合

最終接触日が 1/6 のため、閉鎖期間は 1/7 ~ 1/11 となりますが、1/7 は既に登校しているため、**実際の閉鎖期間は1/8~1/11の4日間**となります。

事例 2 感染者の最終登校日が 1/6、陽性確定日が 1/7 で、学校に 1/7 に感染の連絡があった場合

最終接触日が 1/6 のため、**実際の閉鎖期間は1/7~1/11の5日間**となります。

事例 3 感染者の最終登校日が 1/4（部活）、陽性確定日が 1/10 で、学校に 1/10 に感染の連絡があった場合

最終接触日が 1/4 のため、出席停止期間は 1/5 ~ 1/9 となりますが、この期間は既に登校しているため、**実際は接触者の出席停止者はいないこと**となります。

#### 【対応に係る留意点】

- 1 学校において、濃厚接触者特定に必要な「濃厚接触者リスト」等を作成、提示する場合には、
  - ・ 感染者を含め、児童生徒等の**プライバシーに配慮**すること。
  - ・ 適切なリストを作成するため、特定の教職員にのみ過度な負担がかからないようにすることに配慮しつつ、管理職の指示に基づき**組織的に実施**すること。
- 2 幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で、出席停止等の対象となっていない幼児に対し、預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、**必要な者に保育が提供されないということがないよう、居場所の確保に向けた取組を検討**すること。

【添付資料】

- **別紙 1** 児童生徒等または教職員の感染が判明した場合のフロー（沖縄県公立学校第2版）  
（令和3年9月2日付け教保第492号の別紙2-1から改訂）
- **別紙 2-1** 感染者と濃厚接触した児童生徒等の出席等の取扱いについて  
（令和3年9月2日付け教保第492号の別紙2-1から変更なし）
- 別紙 2-2** 学校等欠席者・感染症情報システムへの入力について  
（令和3年9月2日付け教保第492号の別紙2-2から改訂）
- **参考** 令和3年8月27日付文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」  
「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第1版）」
  - 参考資料1 児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー
  - 参考資料2 感染拡大地域における濃厚接触者の特定等の協力について

担 当 教育庁保健体育課健康体育班 大城めぐみ
電 話 098-866-2726 F A X 098-862-0472
E-mail ooshrome@pref.okinawa.lg.jp